

化を予想したのは【食品】【パン・菓子】  
【化繊】【水産】【出版】【百貨店】【自動車販売】  
【外食】【職業紹介】【中小企業団体】の10業種だった。

悪化を予想した【自動車販売】は「1～2月においては、10～12月の状況と大きな変化はなく収益的には計画を上回るが、3月は輸入車の供給量がさらに減少する予定」で、「期末決算月であることを考えると少なからずマイ

ナスの影響が出る」とみて今期の「快晴」から来期は「晴れ」に引き下げた。

**まん延防止等重点措置の発出で  
飲食は客足が遠のく**

また、【職業紹介】は「まん延防止等重点措置の発出により、企業の求人意欲・選考手続きに停滞が一部みられる」ことを理由に「晴れ」から「うす曇り」への下落を予測した。【外食】

は「まん延防止等重点措置が多くの自治体で発出され、飲食点への客足が遠のいている」ことや「休業、営業時間の短縮により、飲食店で働く労働者の離職が進んでいる」ことに加え、「店舗で勤務する従業員の感染者・濃厚接触者が増加しており、働き手を確保できずに営業時間の短縮や休業をする飲食店の売上が減少している」として「本曇り」から「雨」に引き下げた。

**<特別テーマ>**

**同一労働同一賃金への対応と新型コロナウイルス第6波がもたらす変化**

パートタイム・有期雇用労働法が2020年4月1日（中小企業は2021年4月1日）から施行され、いわゆる同一労働同一賃金への対応が企業に求められている。今回の調査では、特別テーマとして企業モニターに対し、多様な働き方の推進に向けて①取り組んだ内容②取り組む予定の内容③検討中の内容——を尋ねた。

業界団体モニターには、団体として取り組んだことや、会員企業の取り組みや動きの事例を聞いた。また、企業・業界団体モニターに対して、新型コロナウイルスの「第6波」を受けての事業活動における変化や対応策、および職場環境や労務管理等の雇用・労働面での対応を尋ねた。

**同一労働同一賃金への対応**

**手当の支給対象を拡大**

企業モニターからは、同一労働同一賃金について、すでに一定の対応を図ったとの報告が多く寄せられた。

【建設】のA社は、すでに取り組ん

だ内容として「正社員とは別体系の社内規程の整備、有期雇用者の基本給の引き上げ、正社員に限定していた諸手当の支給対象拡大等」をあげて、「パートタイム・有期雇用労働者に的を絞った対応は、2020年4月時点で一通り終了したと考えている」と説明。今後については「2022年4月の育児介護休業法の改正等への対応では、パートタイム・有期雇用労働者にも配慮していく」としている。

【建設】のB社は「総合職や再雇用などの雇用形態にかかわらず、取得できる休暇・欠勤・休職の種類および日数を統一した」ことをあげたうえで、今後については、「職務の内容や異動の範囲に合理的な差があるため、現時点では特になし」とする。

【電機】はA社が「正社員と有期契約社員の労働条件比較と差異理由の確認を行い、合理的に説明がつかないものについては、有期契約社員の労働条件を引き上げた」とし、B社も「法改正の趣旨をふまえて制度、処遇条件を見直した」として、いずれも対応済みとしている。

**パートタイム従業員に通勤手当を支給**

【ガソリンスタンド】は通勤費について、「社員と同様の基準でのパートタイム従業員への支給」を開始。免許手当についても「社員とパートタイム従業員で同額にした」という。

【電線】は実施済みの事項として、「早出残業等、深夜割増手当、交代勤務手当等の労働の内容に密接な賃金の割増率や手当は、正社員と同等に引き上げた」「慶弔休暇の取得日数・要件は正社員と同様の待遇に見直した」「慶弔休暇、生理休暇の取得時は、正社員と同様に休暇手当（80%）を支給とした」「家族手当、私症手当は勤続年数や労働時間に応じて支給とした」ことを列記。

【石膏】は「当社の場合、定年後再雇用による有期雇用がメインで、おおむね正規雇用の70%程度の処遇としている」としつつも、「本法については、事例や判例が乏しく、明確な基準がないまま運用している」状況だという。ただし、「社内ですべてで特にこの処遇について問題になっているような事

例はない」としている。

### 業界団体は法改正を周知徹底

一方、業界団体モニターからは、厚生労働省からの依頼等に基づき、会員企業に対して法改正の趣旨を周知したとする報告が寄せられた。

同一労働同一賃金の重要な判例の対象となったトラック運送事業者で構成する【道路貨物】の団体では、「同一労働同一賃金の制度の概要、トラック業界に關係するこれまでの判例や事業者として取り組むべき内容、またすでにトラック運送事業者で取り組んでいる事例などをまとめた『トラック運送事業者のための同一労働同一賃金の手引き』を作成」したほか、「本手引書を使用したオンラインセミナーを当協会ホームページに掲載している」という。

【出版】も、「当団体の人事・総務委員会において、ガイドラインの解説を趣旨とするセミナーをオンラインで実施」したほか、4月1日から順次施行される改正育児介護休業法についても「他業界の取り組み事例を紹介するセミナーを3月に実施予定」としている。

### 「第6波」を受けての事業活動における変化や対応策

#### 会議や会食を再制限する動きも

各モニターからは、在宅勤務の継続・拡大について取り組む声が寄せられた。

【硝子】の企業は「オフィス勤務者を中心に在宅勤務を継続している。製造拠点では生産ラインの稼働維持のため、一層の感染防止の措置を継続している」と報告。【玩具等販売】の企業は「本社オフィスでは2月初めから原則在宅勤務の体制に変更した。店舗については、小売業はまん延防止等重点措置に

基づく要請の対象外のため、通常通り営業している」とした。

一方、業界団体のモニターでは、【繊維】が「まん延防止等重点措置の実施以前は、各社は在宅勤務や対面会議、会食の制限を緩めていたものの、感染者急増にともない再度制限している企業もある」と報告している。

事業への影響では、求人広告にかかるとの団体の【その他】が「業界としては、IT化・DXに取り組む企業が増え、事業領域の変化、ビジネスの非対面化、ワークスタイルの変化がますます進んでおり、それに関連するIT業界やWeb業界を中心に広告数が増加傾向にある」ことを指摘したほか、【情報サービス】が「テレワークを基本とする即戦力採用の動きも出始めた」ことに言及している。

#### 感染者・濃厚接触者の発生をうけて対策

複数の企業モニターからは、社員に感染者や濃厚接触者が発生したことにとまなう対応についての報告があった。

【自動車販売】は「社内クラスターも全国的に発生しており、クラスターが発生した店舗では臨時休業の対応を取っている」としたうえで、「今年度の業績が好調なことから、新たに空気清浄機や加湿器などの健康管理上に必要な機器の購入を促進している」。

【パン・菓子】では「年初から従業員の感染が複数発生している」として「濃厚接触者と認定され自宅待機になっている者もおり、要員が相対的に減少している」。【ガソリンスタンド】も「社内での感染者・濃厚接触者が増えて、店舗運営に影響が生じている」という。

#### ガイドラインを策定して対策を周知

一方、業界団体モニターからは、団

体として感染対策のガイドラインを策定・周知したとの報告が寄せられた。

具体的には、【外食】が「感染拡大防止に努めるため、『外食業の事業継続のためのガイドライン』を参考にすよう飲食店に対する呼びかけを継続した」ほか、【道路貨物】でも「トラック運送業界における感染予防対策をまとめた『トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン』を策定・更新し、各事業者における従業員の感染防止対策の徹底を図っている。さらに、同ガイドラインをイラストやチェックリスト等を用い、わかりやすく説明した『トラック運送事業者のための新型コロナウイルス感染予防対策マニュアル』も改訂し、普及を図っている」と紹介。

【食品】では、「最近の食品工場での感染拡大の状況をふまえ、昨年10月に見直した『食品製造業における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン』に沿った職場環境の整備等が重要と考え、周知している」という。

#### 入国制限が事業に影響

そのほかの取り組みでは、【食品】が「パン、牛乳等学校給食関係はオミクロン株の拡大による需要減で生産が縮小する一方、比較的堅調なスーパー、コンビニ向けの惣菜関係では外国人の来日が規制されているため、他制度の外国人材の確保や、特例在留期間の延長などにより代替要員の確保に努めている」としており、【木材】も「合板業界は装置産業であり、設備について外国メーカーのものも多い。コロナ禍で外国メーカー技術者の入国が困難となっており、機械メンテナンスなどで困っている」と報告した。

(調査部)